

人吉下球磨消防組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

(平成30年度～平成32年度)

平成31年2月

人吉下球磨消防組合

目 次

第1章 基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1. 目的
2. 実行計画の期間
3. 対象範囲
4. 対象とする温室効果ガス
5. 排出係数

第2章 温室効果ガス排出量の目標・・・・・・・・・・ 2

1. 基準年度（2017年度）の二酸化炭素排出量
2. 要因別の排出状況
3. 削減目標

第3章 具体的な取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

1. 温室効果ガス排出量削減（抑制）のための取組み方針
2. 庁舎・施設管理等での取組み
3. 再生可能エネルギーに関する取組み

第4章 推進体制及び進捗状況の公表・・・・・・・・・・ 5

1. 推進体制
2. 推進管理
3. 実施状況等の公表

第1章 計画の基本的事項

1. 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものである。

当消防組合の事務事業の実施に当たっては、実行計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けた各種の取組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 実行計画の期間

実行計画の期間は、2018年度から2020年度までの3年間とし、実行計画の基準年度は、2017年度とする。

3. 対象範囲

実行計画の対象範囲は、人吉下球磨消防組合で行う全ての事務及び事業とする。

（対象施設一覧）

施設名	住所
消防本部・中央消防署	人吉市下林町1番地
東分署	球磨郡錦町一武1587番地17
西分署	球磨郡球磨村一勝地甲77番地3
北分署	球磨郡五木村甲下手2672番地80
中分署	球磨郡相良村深水2493番地1
高塚基地局局舎	人吉市木地屋町西浦国有林21ろ林小班
八原基地局局舎	球磨郡五木村甲田口3231-1
球磨村基地局局舎	球磨郡球磨村渡丙1730番地

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定する7種類のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象として取組を推進する。

5. 排出係数

当組合の事務及び事業に関する活動の種類及び排出係数は表1のとおり。

排出係数は、環境省策定の「エコアクション21 地方公共団体向けガイドライン 2009年版」に掲げる係数を用いる、

表1 温室効果ガス排出量（二酸化炭素排出量）

		単位	消費量 (A)	排出量 (kg-CO2) (A×B) or (A×B×C)	排出係数 (B)	単位発熱量 (C)
二酸化炭素排出量	エネルギー消費	購入電力	kwh		※注 (kg-CO2/kwh)	
		化石燃料	ガソリン	L		0.0671 (kg-CO2/MJ)
	軽油		L		0.0686 (kg-CO2/MJ)	37.7 (MJ/l)
	灯油		L		0.0679 (kg-CO2/MJ)	36.7 (MJ/l)
	液化石油ガス		kg		0.0591 (kg-CO2/MJ)	50.8 (MJ/kg)
	二酸化炭素排出量合計					

※注 購入電力の排出係数は、九州電力(株)公表(2016年度)のCO2排出係数(基礎排出係数)「0.462」で計算

※LPGの消費量を気体(m³)として把握の場合は、「1 m³=2.07 kg」として換算。

第2章 温室効果ガス排出量の目標

1. 基準年度(2017年度)の二酸化炭素排出量

基準年度における二酸化炭素排出量は、222,147 kg-CO2である。

表2 2017年度の消費量及び排出量

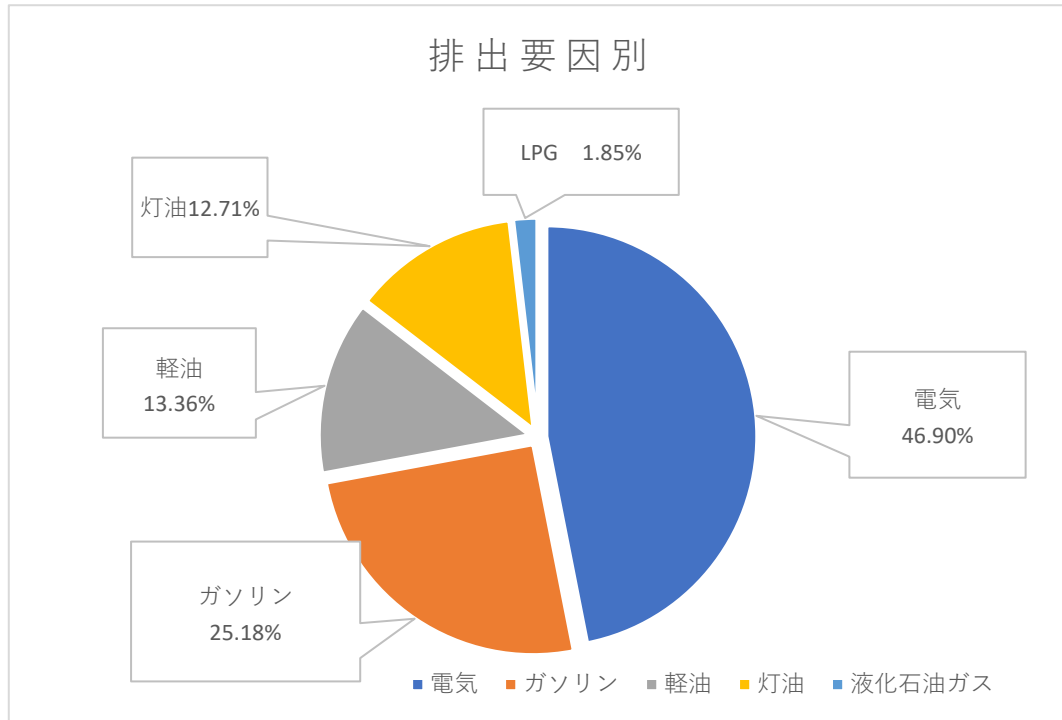
		単位	消費量 (A)	排出量 (kg-CO2)	構成比	
二酸化炭素排出量	エネルギー消費	購入電力	kwh	225,526.0	104,193.01	46.90%
		化石燃料	ガソリン	L	24,090.0	55,928.79
	軽油		L	11,472.7	29,671.03	13.36%
	灯油		L	11,332.0	28,238.55	12.71%
	液化石油ガス		kg	1,370.8	4,115.38	1.85%
	二酸化炭素排出量合計				222,146.76	100.00%

※排出量の計算式

排出量 (kg-CO2) = 消費量 (表2 (A)) × 排出係数 (表1 (B)) × 単位発熱量 (表1 (C))

2. 要因別の排出状況

排出要因別にみると、電気の使用に伴う排出量が46.9%、公用車の燃料（ガソリン・軽油）使用が38.5%。施設の燃料（灯油・LPG）使用が14.6%である。



3. 削減目標

(1) 温室効果ガス排出量の目標

実行計画年度の最終年度である2020年度の温室効果ガス総排出量を基準年度(2017年度)比で**5%**以上削減することを目指す。

実行計画期間中(2018年4月～2021年3月)の年度毎目標総排出量及び削減量

年度	目標総排出量	目標削減量 (対2017年度比)	目標削減率 (対2017年度比)	備考
2017年度	222,147			基準年度
2018年度	219,926	2,221	▲1.0%	
2019年度	215,483	6,664	▲3.0%	
2020年度	211,040	11,107	▲5.0%	

第3章 具体的な取組み

1. 温室効果ガス排出量削減（抑制）のための取組み方針

温室効果ガスの排出抑制を図るための具体的な取組みは、以下のとおりとする。

(1) 電気使用量の削減

- ・昼休みや時間外の不必要な照明の消灯を行う。
- ・消費電力の少ない照明器具（LED照明等）の導入を図る。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていること事を確認する。
- ・使用していないOA機器等の電源をこまめに切るように努める。
- ・OA機器、家電製品等の更新、導入にあたっては、必要最小限の機能・能力、消費電力量を考慮する。
- ・エアコンの温度管理を適切に行う。（冷房28度、暖房20度が目安）
- ・グリーンカーテン等、各署所で創意工夫し、室温の上昇抑制を図る。
- ・ノー残業デーを設ける。

(2) 燃料使用量の削減

- ・ガスコンロ等の効率的な使用に努める。
- ・ボイラー等、エネルギー供給設備の適正な管理を図る。

(3) 公用車燃料使用量の抑制（緊急時等の活動は除く）

- ・急発進、急加速をしない等、エコドライブを実践する。
- ・タイヤ空気圧などの適正管理を行い、車両整備に努める。
- ・公用車の更新、導入にあたっては、低公害車または低排出ガス車、ハイブリッド自動車などの燃費効率の良い自動車を選択することを検討する。

(4) コピー用紙、印刷用紙使用量の削減

- ・プリンターでの印刷は、印刷範囲、印刷部数等を必ず再確認する。
- ・コピー機の使用時は、必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防止する。
- ・可能な限り、両面コピーを行う。
- ・片面使用済みのコピー用紙、印刷用紙は回収して、メモ用紙、FAX用紙、印刷機試し刷り用紙等として再利用する。
- ・会議用資料や、報告書等のページ数、部数は必要最小限とする。
- ・回覧、掲示板等の利用により、資料の共有化を図る。

(5) 水使用量の削減

- ・洗面、歯磨き及び食器洗い等の際は、水の流しっぱなしをやめ、洗面器、コップ、ボール等での溜め水を利用し、節水に努める。
- ・洗車時には、バケツ水の使用、流水量の抑制、洗車ホースに流水ストッパー付シャワーノズルの取付け使用等により、節水に努める。

2. 庁舎・施設管理等での取組

(1) 庁舎等の保守・管理及び運用改善に関する取組

- ・庁舎や施設の保守・管理について、設備機器の日常的な点検及び清掃を実施する。
- ・設備機器の運用方法や使用方法について、適宜、見直しを行い、運用改善を図る。

(2) 庁舎等の設備・危機の新規導入、更新に関する取組

- ・庁舎や施設の設備機器（「熱源」、「空調」、「受変電」、「照明」、「建物」等）の新規導入、更新の際は、費用対効果を考慮したうえで、省エネタイプの導入を検討する。
- ・費用対効果については、初期投資コストのほか、設備機器の導入により長期的にエネルギー使用量・コスト削減効果が大きいと判断される場合において、積極的に導入し、省エネ化を図る。

3. 再生可能エネルギーに関する取組

再生可能エネルギーの導入については、今後の情勢により、必要に応じて検討する。

第4章 推進体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

実行計画を実施・運用していくためには、各所属単位で取組みを推進することが必要であることから、「事務局」及び「推進担当者」を設け、以下のような推進体制で取り組んでいく。

(1) 事務局

推進のための事務局を総務課に置き、推進担当者との連絡調整を図る。また、温室効果ガス排出量の集計、点検を行い、改善等の指導を行う等、目標の達成に向けた取組を推進する。

(2) 推進担当者

各所属に推進担当者を置き、推進担当者は計画の推進及び進捗状況を把握し、その所属の現状に配慮した取組を進める。

2. 推進管理

推進管理は、「PDCA」サイクルを基本として、その進捗を管理する。

(1) 計画（Plan）

第2章に示した温室効果ガス排出量の目標を達成するための実行計画の重要性、第3章に示した取り組みの励行等について、周知徹底を図り、事務事業の執行の際の温室効果ガス排出量削減（抑制）に関する取組を励行する。

(2) 実行 (D o)

実行計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減（抑制）に努める。

(3) 点検・評価 (C h e c k)

定期的に実行計画の進捗状況を把握し、年1回の点検評価を行う。

(4) 見直し (A c t i o n)

毎年、実行計画の進捗状況や取組成果等に関し総括し、必要に応じて計画の見直しを行う。

3. 実施状況等の公表

(1) 報告

事務局は、実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む）の結果をまとめ、消防長に報告し、職員に公表するものとする。

(2) 公表

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第10項に基づく、措置及び施策の実施状況については、当組合のホームページで公表を行う。